⑵　児童指導員等を配置する場合		（新設）
㈠　利用定員が30人以下の場合	52単位	
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位	
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	34単位	
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	28単位	
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	24単位	
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	21単位	
㈦　利用定員が81人以上の場合	18単位	
⑶　その他の従業者を配置する場合		（新設）
㈠　利用定員が30人以下の場合	30単位	
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位	
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位	
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	17単位	
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位	
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位	
㈦　利用定員が81人以上の場合	11単位	
ロ　主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合		（新設）
⑴　理学療法士等を配置する場合		
㈠　利用定員が20人以下の場合	105単位	
㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合	84単位	
㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位	
㈣　利用定員が41人以上の場合	46単位	
⑵　児童指導員等を配置する場合		
㈠　利用定員が20人以下の場合	77単位	
㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合	62単位	
㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位	
㈣　利用定員が41人以上の場合	34単位	
⑶　その他の従業者を配置する場合		
㈠　利用定員が20人以下の場合	45単位	
㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合	36単位	
㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位	
㈣　利用定員が41人以上の場合	10単位	
ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合		（新設）
⑴　理学療法士等を配置する場合		
㈠　利用定員が20人以下の場合	105単位	
㈡　利用定員が21人以上の場合	84単位	
⑵　児童指導員等を配置する場合		
㈠　利用定員が20人以下の場合	77単位	
㈡　利用定員が21人以上の場合	62単位	